

組合の共済規程に基づき設定した特約となります。なお、全国共済連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「全国共済連」と読みかえて、本特約の規定を適用します。

共 済 掛 金 払 込 に 関 す る 特 約

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、共済契約者が、組合の承諾を得て、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済その他名称の如何を問わず、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」といいます。）のうち組合の指定する方法により共済掛金を払い込む場合に適用されます。

第2条 [共済掛金の払込方法]

共済契約者は、共済掛金（注）を組合が指定するキャッシュレス決済手段によって払い込むことができますものとしします。

（注）共済契約締結時に共済契約者より収納する共済掛金および共済契約の締結後において自動車損害賠償責任共済約款に従い組合が共済契約者へ追徴する共済掛金をいいます。以下同様としします。

第3条 [共済掛金収納]

前条の規定により組合が指定するキャッシュレス決済手段により共済掛金を払い込む場合は、組合は、共済契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等（以下「会員規約等」といいます。）に従い決済手続を完了した時に、共済掛金が払い込まれ、組合が共済掛金を収納したものとみなします。

第4条 [共済掛金相当額を領収できない場合の取扱い]

組合がキャッシュレス決済手段を提供する者（以下「支払サービス事業者」といいます。）から共済掛金相当額を領収できない場合には、組合は、この特約により、共済契約者に当該共済掛金を直接に請求することができるものとしします。ただし、共済契約者が会員規約等にしたがって支払サービス事業者に共済掛金相当額の全部または一部を既に支払っているときは、組合は、その支払った金額について共済契約者に請求することはできないものとしします。

第5条 [共済掛金の払いもどしの特則]

組合がこの共済契約について共済掛金を払いもどす場合には、組合は、支払サービス事業者からの共済掛金相当額の領収を確認した後に共済掛金を払いもどします。ただし、次のいずれかの場合についてはこの限りではありません。

- ① 組合が前条の規定により共済契約者に共済掛金を請求し、かつ、共済契約者が遅滞なく組合に当該共済掛金を払い込んだ場合
- ② 会員規約等に定める手続きによってキャッシュレス決済手段が使用され、かつ、会員規約等にしたがって支払サービス事業者に共済掛金相当額の全額が既に払い込まれている場合

第6条 [準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、自動車損害賠償責任共済約款の規定を準用します。